

無線通信分野の標準必須特許の権利行使 に関する中国競争法による規制

——クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件を中心に——

林 秀 弥*
鄭 双 石**

抄 録 2015年2月10日、中国国家発展改革委員会はクアルコム・インコーポレイテッド（以下、「ク社」という。）に対し、60億8,800万元の課徴金を課す決定を発表した。本件決定は、標準必須特許と標準非必須特許を抱き合わせる行為、チップセットを提供する際に非係争条項の締結を条件とする行為等が市場支配的地位の濫用に該当すると判断した。

国家発展改革委員会は、標準必須特許のロイヤルティ基礎額の算定、失効特許についてライセンス料を徴収する行為、標準非必須特許の抱き合わせ、失効特許の抱き合わせ及びチップセットの提供と特許の許諾を抱き合わせる行為、ライセンシーの有する特許を無償でライセンスさせる行為、非係争条項の締結を余儀なくさせる行為について、詳細に調査した。本件は知的財産権と独占禁止法が交錯する領域での重要事例である。本稿では、2009年日本の公正取引委員会によるク社に対する排除措置命令と比較しながら、本件決定を検討する。

目 次

- はじめに
- ク社に対する排除措置命令
- 本件決定
 - ク社の無線通信標準必須特許の許諾市場における市場支配的地位について
 - ク社のチップセット市場における市場支配的地位について
 - ク社の市場支配的地位の濫用行為について
 - 行政処分について
- 検 討
- おわりに

1. はじめに

ク社は米国の大手半導体企業であり、移動体無線用通信技術に関連した特許を数多く保有しており、携帯電話向けチップセット市場において大きな市場シェアを持っている。2015年2月

10日、国家発展改革委員会（National Development and Reform Commission. 以下、「NDRC」という。）はク社の行為が市場支配的地位の濫用に該当するとして、同社に対し、60億8,800万元（約1,150億円、過去最高額）の課徴金（独占禁止法違反処罰金）を賦課する決定を発表した（以下、NDRCがク社に対する決定を「本件決定」という。）¹⁾。そして、NDRCは3月2日に当該事件の行政処分決定書を公開した²⁾。

ク社に対する独占禁止法違反をめぐる調査は日本でも行われた³⁾。2009年9月30日に日本の公正取引委員会（以下、「公取委」という。）はク社による行為が拘束条件付取引に該当すると

* 名古屋大学大学院法学研究科 教授
Shuya HAYASHI

** 名古屋大学大学院法学研究科 外国人研究員
Shuangshi ZHENG

して、同社に排除措置命令を行った⁴⁾。本稿は2009年公取委によるク社に対する排除措置命令と比較しながら、本件決定を解説、検討する。

2. ク社に対する排除措置命令

ク社に対する排除措置命令において、公取委はク社の下記の行為を対象として審査を行った。

ク社が保有し又は保有することとなるCDMA (Code Division Multiple Access, 符号分割多元接続)⁵⁾ 携帯無線通信に係る特許について、日本における携帯電話端末等製造販売業者（以下、「端末製造販売業者」という。）に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、次の行為を行った。すなわち、①CDMA無線通信技術を利用する携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局に用いられるチップ等の製造、販売のために、端末製造販売業者にその保有している知的財産権をク社に無償でライセンスさせる行為、②CDMA無線通信技術を利用する携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局に用いられるチップ等の製造、販売、使用等について、端末製造販売業者がその保有している知的財産権に基づき、ク社、ク社製チップの顧客に特許権侵害を理由に特許権侵害訴訟を提起させない行為、③CDMA無線通信技術を利用する携帯電話端末及びCDMA携帯電話基地局に用いられるチップ等の製造、販売並びにCDMA携帯電話端末等の製造、販売等について、端末製造販売業者がその保有している知的財産権に基づき、ク社から携帯無線通信技術に係る知的財産権の実施権等の許諾を受けている事業者に対して特許権侵害訴訟を提起させない行為である。

①はいわゆる無償許諾条項の締結を要請する行為である。②及び③はいわゆる非係争条項⁶⁾の締結を要請する行為である。無償許諾条項に基づき、ク社はライセンシーの携帯無線通信に係る補完特許や改良特許を無償で取得し、自社

の特許の質や経済価値を向上させると同時に、分散する特許をプール化することにより、ライセンシー側のコストの低下を実現させる。そして、非係争条項のため、ク社からライセンスを受けているライセンシーにとって、特許実施権の安定性が確保され、特許権侵害訴訟を回避することができる。無償許諾条項と非係争条項の締結により、ク社の携帯無線通信に係る技術市場における競争は極めて優位的な地位がもたらされる一方、端末製造販売業者の研究開発意欲が損なわれ、携帯無線通信に係る技術の差別化が困難となり、補完技術、改良技術、新技術の出現可能性が低下していく。これらのことから、公取委はク社の上記の行為により、端末製造販売業者等のCDMA携帯電話端末等に関する技術市場における競争が阻害されるおそれがあるとして、不公正な取引方法一般指定13項（不当な拘束条件付取引）に該当すると認定した。

3. 本件決定⁷⁾

3. 1 ク社の無線通信標準必須特許の許諾市場における市場支配的地位について

(1) 関連市場の画定について

本件では、NDRCは、まず無線通信標準必須特許 (Standard-essential patents : SEP) の許諾市場を画定した。その理由について、NDRCは次のように説明した。

無線通信規格に係る技術標準とは、電気通信事業者、無線通信機器製造者等の利害関係者の参加を得て策定された無線通信規格に関する標準的な仕様等の基本的な技術条件のことである。無線通信技術標準を策定することにより、電気通信事業者間がネットワークの互換性を実現することができ、そして、無線通信機器製造者が同一規格の無線セルラーネットワーク (wireless cellular network) を構成する端末を製造することができる。現在、CDMA, GSM

(Global System for Mobile Communications), WCDMA (Wideband Code Division Multiple Access)⁸⁾, TD-SCDMA (Time Division Synchronous Code Division Multiple Access) 及びLTE (Long Term Evolution)⁹⁾ は主流的な無線通信技術標準となっている¹⁰⁾。他の無線通信技術標準へ乗り換えるコストが高いため、電気通信事業者は特定の無線通信技術標準を採用し又は無線通信機器製造者が特定の無線通信技術標準に適合する端末を製造したら当該特定の無線通信技術標準にロックインされるようになっている。また、同一の世代における無線通信技術標準はネットワークサービスの質がほぼ一致しているので、他の無線通信技術標準へ乗り換える必要性はない。そして、同一無線通信技術標準の世代間は技術進化が進むにもかかわらず互換性を保っている。したがって、広く採用されている無線通信技術標準は他の無線通信技術標準との間に現実の代替可能性がない。本件審査の対象となっているCDMA, WCDMA, LTEの無線通信技術標準間は代替できない。

特定無線通信技術標準を実施するために必要不可欠な特許は代替できないので、当該無線通信技術標準に適合する端末を製造する無線通信機器製造者にとって当該必須特許を取得しなければならない。そのため、すべての無線通信標準必須特許はそれぞれ独立した関連市場を構成する。しかし、ク社はその保有する無線通信標準必須特許を一括して許諾し、特許ポートフォリオ¹¹⁾を構築するため、関連商品市場はク社が持つCDMA, WCDMA, LTEの無線通信規格に係る標準必須特許ポートフォリオの許諾市場である。そして、ク社は異なる国または地域において保有する無線通信標準必須特許を一括して許諾するため、関連地理的市場はこれらの国または地域の集合体である¹²⁾。

(2) 市場支配的地位の認定について

NDRCは次の理由に基づき、ク社の無線通信標準必須特許ポートフォリオの許諾市場における市場支配的地位を認定した。

第一に、ク社は関連市場において100%の市場シェアを有している。中国の独占禁止法（以下、「中国独禁法」という。）19条の規定によれば、ク社の関連市場における市場支配的地位を推定できる¹³⁾。第二に、ク社は関連市場をコントロールすることができる。ク社の必須特許はCDMA, WCDMA, LTEの無線通信標準必須特許に及んでいるので、そのうちの一つの無線通信技術標準に適合する端末を製造する無線通信機器製造者は、ク社の特許を取得しなければならない。また、ク社がライセンシーを200社以上持っており、ほとんどのライセンシーが特許実施許諾契約の交渉において弱い立場に立っている。第三に、無線通信機器製造者はク社の標準必須特許ポートフォリオに対する依存度が高い。必須特許を一件でも取得しなければ、無線通信携帯電話端末がネットワークに接続できないことになってしまう。第四に、その他事業者が関連市場へ参入するのは容易ではない。ある特許はいったん無線通信技術標準に組み込まれ、必須特許として確立すると、競争技術は当該無線通信技術標準に採用されにくくなる。

以上の理由に加え、ク社は関連市場において市場支配的地位を有しない証拠を提出していないため、NDRCはク社が無線通信標準必須特許ポートフォリオの許諾市場において市場支配的地位を有すると認定した。

3. 2 ク社のチップセット市場における市場支配的地位について

(1) 関連市場の画定について

NDRCは、無線通信標準必須特許ポートフォリオの許諾市場だけでなく、チップセット市場も画定した。その理由について、NDRCは次の

ように述べている。

特定無線通信技術標準に適合するチップセットは特性・機能上独特である。需要代替性の観点からみれば、無線通信機器製造者は特定無線通信技術標準に適合する端末を製造するには当該特定技術標準に求められているチップセットを利用しなければならない。そして、当該需要性はチップセットの価格の変化により影響されない。供給代替性の観点からみれば、特定チップセットを製造する事業者は独自の技術に依存し、チップセットの価格の変化により他種のチップセットを製造することはない。したがって、特定無線通信技術標準に適合するチップセット間は代替性がない。CDMA, WCDMA, LTEのチップセット市場それぞれは関連商品市場を構成する。そして、チップセットの製造、販売、使用、輸出入において、グローバルの競争が展開しているので、関連地理的市場はグローバル市場である¹⁴⁾。

(2) 市場支配的地位の認定について

NDRCは次の理由に基づき、ク社のチップセット市場における市場支配的地位を認定した。第一に、ク社はいずれの関連市場においても2分の1以上の市場シェアを持っている。証拠によれば、ク社は2013年度CDMA, WCDMA, LTEのチップセット市場においてそれぞれ93.1%, 53.9%, 96.0%の売上高シェアを占めている¹⁵⁾。中国独禁法19条の規定によれば、ク社の関連市場における市場支配的地位を推定することができる。第二に、ク社は関連市場をコントロールすることができる。ク社は2007年から2013年まで、6年連続して販売量シェアの第1位を達成した。第三に、無線通信機器製造者はク社のチップセットに対する依存度が高い。ク社のチップセットは技術、機能、ブランド上優れており、特に中上級チップセット市場において圧倒的な優越性を占めている。無線通信機器

製造者はク社製のチップセットを利用する傾向が強い。第四に、チップセット市場へ参入することは容易ではない。チップセットの開発、製造は技術上難しいだけでなく、ネットワークアクセスライセンスの承認、技術輸出規制などの難題に直面するので、チップセット市場への参入障壁が高いといえる¹⁶⁾。

ク社はWCDMAチップセット市場における販売量シェアが50%には達していないこと、WCDMAチップセット市場の競争が活発化していることを理由に、WCDMAチップセット市場において市場支配的地位を有しないと主張した。これに対し、NDRCは販売量シェアより売上高シェアのほうが市場支配的地位を説明できると指摘した。2013年度、ク社のWCDMAチップセット市場における売上高シェアが50%超、販売量シェアが50%弱であったことは、そのWCDMAチップセットの平均価格は他の競争者の平均価格を上回ることを示すことにほかならない。WCDMAチップセットを高額で販売することはその市場支配的地位を裏付けている。

以上の理由により、NDRCはク社がCDMA, WCDMA, LTEのチップセット市場、いずれの市場においても市場支配的地位を有すると認定した。

3. 3 ク社の市場支配的地位の濫用行為について

(1) 不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為

1) 失効無線通信標準必須特許に対してロイヤルティを徴収する行為¹⁷⁾

NDRCによると、2014年1月1日まで、ク社の標準必須特許ポートフォリオには、特許権が消滅し、効力が消えた特許が含まれていた。これに対し、ク社は自社の標準必須特許ポートフォリオには特許権が消滅した特許が含まれる一

方、毎年数多くの新特許も特許ポートフォリオに加えられてきていると主張した。NDRCは、たとえ標準必須特許ポートフォリオの中の特許の数が増えるにしても、また数多くの特許が次々と加えられてきているにしても、ク社が長期間、ひいては固定期間無しの特許実施許諾契約を提供すると同時に、特許リストの提供を拒否すること自体は適切ではないと指摘した。また、NDRCは特許数の多寡がかならず特許ポートフォリオそのものの価値を反映するものではないと判断した。ライセンサーが特許実施許諾契約に対して交渉し、期限が切れた特許のライセンスを拒否する機会が付与されるべきであると思われる。

2) ライセンサーに対し、その保有する特許をライセンスさせる行為¹⁸⁾

NDRCによると、ク社がライセンサーに対し、その保有する関連無線通信標準非必須特許¹⁹⁾をク社にライセンスするよう要請したり、一部のライセンサーに対して無償でグラントバックを求めたり、ライセンサーに対し、ク社及びク社の顧客企業に特許権侵害訴訟を提起させないように要求したりする行為は問題となる²⁰⁾。

ク社はその無償でグラントバックを求める行為について、以下のように理由を述べている。まず、自社及び顧客企業を特許権侵害訴訟から保護するためである。そして、それは自社の無線通信標準必須特許の許諾に対する見返りでもある。最後に、多くの中国のライセンサーは交換価値がある特許を持っていないからである。しかしながら、NDRCは当該主張を認めなかった。グラントバックそれ自体は問題とはならないが、一部のライセンサーの特許は高い価値があるにもかかわらず、無償でライセンスさせるのは適切ではないとした²¹⁾。また、NDRCは、ク社及び顧客企業を特許権侵害訴訟から保護するために、ライセンサーの特許の価値を否認するわけではないと認定した。そして、ク社が要

求するロイヤルティは、ライセンサーの特許に基づくロイヤルティにより相殺するよう減額した後の額に相当するとした点についても、証拠が不十分であるとしてNDRCは認めなかった。

上記の1)、2)のほかに、NDRCはク社が無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を抱き合わせて許諾する行為もロイヤルティの上昇に導き、不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為に該当すると認定した。ク社は、無線通信に係る技術が特許の特徴を備える一方、無線通信技術の価値ではなく、無線通信携帯電話端末の小売価格をロイヤルティ算定の基礎額とし、すなわち特許部品が製品全体のうちの小さい構成部品に過ぎないにも拘らず、無線通信携帯電話端末全体の価値をロイヤルティの算定に際しての基礎額とした。これは不当に特許そのものの価値を引き上げたとして認定した。

以上により、ク社は直接的または間接的に不公平な高額でロイヤルティを徴収したことを認定できるとした²²⁾。そして、無償でグラントバックを要求する行為は、ライセンサーの技術開発意欲を抑制し、無線通信技術市場の競争を排除、制限したと同時に、ク社のチップセット市場における競争に著しい優位性をもたらし、他のチップセット事業者の競争力を弱めたとした。さらに、ク社による当該行為は、無線通信携帯電話端末製造者のコストを上昇させ、端末の小売価格に影響を及ぼし、最終的に消費者の利益を損なったとした。これらのことから、ク社の当該行為は中国独禁法17条1項1号の高価格販売に該当すると認められている²³⁾。

(2) 正当な理由なく、無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を抱き合わせて許諾する行為

NDRCは、ク社が特許権を許諾するに際し、ライセンサーに特許リストを提供しておらず、均一のロイヤルティを要求し、無線通信標準必

須特許と無線通信標準非必須特許を区別せず、一括して許諾する行為は、無線通信標準必須特許の許諾市場における市場支配的地位を濫用したと認定した。それに対し、ク社は当該行為がそれなりの合理性があると主張した²⁴⁾。第一に、ク社が無線通信標準必須特許のみを許諾する選択を提供したが、ライセンサーは自分から特許ポートフォリオを採択した。第二に、無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を区別することが難しく、ライセンサーが無線通信標準必須特許のみを受諾する場合、特許権侵害訴訟に巻き込まれるリスクは高い。第三に、ク社の当該行為が関連市場における競争を制限せず、ライセンサーは競争技術を選択できる。これに対して、NDRCは次のように述べている。特許ポートフォリオを採択するライセンサーは存在しているが、相当なライセンサーはク社の無線通信標準必須特許を受諾するために無線通信標準非必須特許を受けなければならない。通常、ライセンサーは特許リストが提供されることを前提に、自由に必要な特許のみを選択するわけであるが、ク社は特許リストの開示を拒否し、そして、ほとんどの場合ライセンサーに無線通信標準必須特許のみの契約を提供しなかった。また、無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を区別するには費用がかかり、特許交渉の複雑さをもたらすという主張はク社の当該行為の正当な理由にはならない。さらに、当該行為のため、ライセンサーは余計なロイヤルティを支出しなければならないので、他の代替技術からライセンスを取得することは考え難い。これにより、ク社が保有する無線通信標準非必須特許の代替技術は競争力を失い、市場から排除されることになってしまう²⁵⁾。これらのことから、ク社の当該行為は中国独禁法17条1項5号の抱き合わせ販売に該当すると認められている²⁶⁾。

(3) ク社がチップセット市場における市場支配的地位を濫用し、チップセットを供給する際に不合理な条件を付加した行為

ク社はチップセットを供給する際に、非係争条項が含まれる特許実施許諾契約の締結を条件として強要した。また、潜在的なライセンサーが当該特許実施許諾契約を締結しない場合、ク社は当該潜在的なライセンサーにチップセットの供給を拒否した。さらに、当該特許実施許諾契約を締結したライセンサーは特許訴訟を提起する場合、ク社はチップセットの供給を停止した。

NDRCは当該行為について次のように認定した。ク社はチップセット市場における市場支配的地位を利用し、チップセットの供給で不合理な特許実施許諾契約を強要した。この特許実施許諾契約には、失効特許にロイヤルティを徴収、無償でグラントバックを要求、正当な理由なく無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を抱き合わせて許諾するなどの不合理な条件が含まれる。また、特許実施許諾契約をめぐって紛争が起こる場合、ライセンサーは訴訟を提起する権利があるが、ク社がその権利を奪ったことは不適切である²⁷⁾。ク社がチップセット市場において市場支配的地位を有し、そして、潜在的なライセンサーおよび実際のライセンサーはク社製のチップセットに対する依存度が高いため、ク社がチップセットの供給を拒否するならば、潜在的なライセンサーおよび実際のライセンサーは関係市場から退出せざるをえない。これらのことから、ク社の当該行為は中国独禁法17条1項5号の条件付取引に該当すると認められている。

3. 4 行政処分について

NDRCはク社の2013年度中国国内の売上高の8%、60億8,800万元の課徴金を賦課する²⁸⁾よう命じたほかに排除措置命令も行った。すなわ

ち、ク社は中国国内の無線通信携帯電話端末製造者に無線通信標準必須特許を許諾する際に、①特許リストを開示しなければならない。そして、失効特許にロイヤルティを徴収してはならない。②ライセンシーの意思を尊重せず、その保有する無線通信標準非必須特許をライセンスさせるよう強要してはならない。合理的な対価を支払うことなく、ライセンシーにその保有する無線通信標準非必須特許をライセンスさせるよう要求してはならない。③正当な理由なく無線通信標準非必須特許を抱き合わせて許諾してはならないとした。

また、中国国内が使用範囲である無線通信携帯電話端末について、ク社は高額なロイヤルティを要求すると同時に、端末の販売価格を基準にロイヤルティを要求してはならないとした²⁹⁾。そして、ク社は中国国内の無線通信携帯電話端末製造者にチップセットを販売する際に、潜在的なライセンシーに不合理な条件が含まれる契約の締結を条件としてはならないとした。また、ライセンシーが訴訟を提起しないことをチップセット供給の条件として付加してはならないとした。

なお、ク社の中国国外で無線通信標準必須特許を許諾する行為について、中国国内における競争へ著しく排除、制限効果をもたらす場合以外に、上記の排除措置命令を適用しないとされた³⁰⁾。

4. 検 討

本件決定とク社に対する排除措置命令とは、いくつかの差異を有している。

第一に、公取委とNDRCの審査の手法が異なっている。公取委は、ク社の行為がもたらす具体的な競争効果を認定し、この効果が影響を及ぼす市場が関連市場とした上で、関連市場における競争への悪影響を認定するアプローチを採用した一方、NDRCは、関連市場を画定し、関連市場における支配的地位を認定した上で、ク

社の行為が競争への悪影響を認定するアプローチを取った。第二に、関連市場の画定が異なっている。公取委は端末製造販売業者等のCDMA携帯電話端末等に関する技術市場における競争への影響のみを審査した一方、NDRCは、CDMA、WCDMA、LTEの無線通信規格に係る標準必須特許ポートフォリオの許諾市場における競争への影響、およびCDMA、WCDMA、LTEの三つのチップセット市場における競争への影響をそれぞれ考察・審査した。第三に、違反行為の類型が異なっている。公取委は無償許諾条項と非係争条項の締結を要請する行為を審査の対象とした一方、NDRCは、不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為、無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許の抱き合わせ行為、不合理な条件を付加して許諾する行為を審査の対象とした。第四に、該当条文が異なっている。不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為を除き、失効必須特許に対してロイヤルティを徴収する行為、グラントバックを要求する行為、無線通信標準必須特許と無線通信標準非必須特許を抱き合わせて許諾する行為、非係争条項の締結を余儀なくさせる行為について、日本の独占禁止法において不公正な取引方法として取り扱われる場合があるが、中国独禁法において、上記の行為はすべて市場支配的地位の濫用として規制されている。第五に、執行手段が異なっている。公取委は排除措置命令のみを行った一方、NDRCは排除措置命令、罰金の納付を命じた。

また、ク社に対する排除措置命令において、公取委はク社が公平、合理的かつ非差別にその実施権を許諾する宣言を行った以上、無償許諾条項及び非係争条項を設定することが合理性に乏しいと判断した。しかし、本件では、この状況についての言及がない。さらに、非係争条項の締結については、本件では、競争制限効果について、ライセンシーがその受入れを余儀なく

されるとのような表現が見られるが、説得力に欠けるといえる。ク社に対する排除措置命令において、関連市場が「CDMA携帯電話端末等に関する技術市場」と画定され、ク社と端末製造販売業者が競争関係に立っているとしているのに対し、本件においては、「チップセット市場」における非係争条項の締結行為が問題視され、この市場では、ク社と端末製造販売業者が競争関係になかったと判断されたと理解してよい。競争関係に立っている状況と比べると、本件では、行為の競争制限効果はそれほど明白ではない。日本知財ガイドラインにおいて、非係争条項の締結を強要する行為が「ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながる、又はライセンサーの権利行使が制限されることによってライセンサーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する」と規定されている。これに鑑み、NDRCはク社の市場支配的地位が強化され、又は端末製造販売業者の研究意欲が損なわれる蓋然性について、説明する余地があろう。すなわち、非係争条項のため、ク社の特許権の安定が確保され、端末製造販売業者がク社のチップセットを利用する傾向にあり、競合チップセットの競争が困難となり、ク社のチップセット市場における市場支配的地位が強化される。そして、非係争条項のため、他の端末製造販売業者の関連技術が無償で利用され、他の端末製造販売業者の研究開発意欲が阻害される。

5. おわりに

本件では、NDRCはロイヤルティ料率の算定ではなく、ロイヤルティ基礎額の算定に焦点を当てている³¹⁾。ク社は、ロイヤルティ基礎額の算定に際しては、いわゆる「全体市場価値ルール (entire market value rule)」を適用した³²⁾。

2009年のコーネル大学事件では、米国の裁判所は「全体市場価値ルール」の適用を否定し、ロイヤルティ基礎額の算定が「最小販売可能ユニット (smallest saleable patent-practicing unit) ルール」を採用すべきだと判断した³³⁾。現在、「全体市場価値ルール」の適用がかなり限定されている。無線通信携帯電話端末には多くの技術標準が組み込まれ、一つの標準には多数の特許が含まれ、一つの特許部品のみが消費者の当該製品を購入する動機となる (basis for consumer demand) ことは難しいと考えられる。ク社が自社の特許部品が無線通信携帯電話端末の需要を喚起させることを証明できなければ、そのロイヤルティ基礎額の算定方法は液晶パネルやバッテリーなどの他の事業者の特許技術にただ乗りするおそれがある。また、当該算定方法はロイヤルティ・スタッキング (Royalty Stacking)³⁴⁾ の危険を招くおそれがある。

NDRCはク社の従来のロイヤルティ基礎額について、はじめて変更を加えさせた。NDRCは最小販売可能特許実施ユニットルールを採用していないが³⁵⁾、携帯電話端末本体の卸売価格の65%に基づきロイヤルティを徴収することがロイヤルティの低下につながるため³⁶⁾、NDRCの決定はそれなりの意義を有する。今回、NDRCはク社の行為を全面的に審査した点も重要である。また、本件では、ク社がNDRCの命令をすべて受け入れた。これまでのク社に対する調査が途中で打ち切られたり、未だ決着していないのに対し、本件調査は既に決着している点も注目される³⁷⁾。さらに、本件では、NDRCは関連市場画定からク社の濫用行為に至るまで、十分な法的分析を加え、同社の主張も列挙して逐一反論した点も審査の透明感を増した。

一方、2015年4月7日付「知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限することを禁止する工商行政管理局規定」(工商行政管理局禁止濫用知識産権排除、限制競争行為の規定(以下、「知

財濫用規定」という。³⁸⁾において、10条は市場支配的地位を有する事業者による不合理な条件付取引行為を定めているが、そのうち、(一)「取引相手にその改良技術の独占的グラントバックを要請する」、(四)「取引相手に失効または無効知的財産権に対して継続的に権利を行使する」との濫用行為については、本件では、不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為として取り扱われている。不公平な高額でロイヤルティを徴収する濫用行為の認定基準³⁹⁾がかなり高いとこのことを勘案すると、本件では、(一)および(四)の行為類型は「知財濫用規定」に照らし、不合理な条件付取引行為と認定するのが適切であると考えられる。

[付記]

2015年7月16日、欧州委員会はク社が市場支配的地位を濫用するおそれがあるとして、正式な調査を開始すると発表した。

本稿は科研費研究課題「標準規格必須特許の権利行使に関する独占禁止法からの調整」(基盤研究(C):課題番号25380074)の助成による研究成果の一部である。

注 記

- 1) 国家発展改革委員会、国家発展改革委対高通公司壟断行為責令整改並罰款60億元、2015年2月10日
<http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/201502/t20150210_663872.html>. 2015年3月31日確認。
2013年11月25日、ク社はNDRCの独占禁止法違反に関する審査を受けていることを公表したが(China's National Development and Reform Commission Notifies Qualcomm of Investigation, Nov. 25, 2013)、実際に、国家発展改革委員会の価格監督検査および独占禁止局の元局長によると、2社の米国企業の告発に基づき、NDRCは2009年から同社に対する調査を開始し、そして、2013年11月に同社に対し、正式な調査を行った(李偉、発改委披露高通案細節:3家美国企業挙報、2015年2月10日付騰訊科技)。

- 2) 国家発展改革委員会行政処罰決定書〔2015〕1号NDRCの公式HPから入手可能。
<http://jjs.ndrc.gov.cn/fjgld/201503/t20150302_666170.html>. 2015年3月11日確認。
中国の独占禁止法の執行機関の一つであるNDRCは2015年4月現在まで本件を含み、4件の決定書しか公開しなかった。その他の3件は浙江省自動車保険料率カルテル事件、日本自動車部品受注調整事件、日本ベアリング価格カルテル事件である。日本自動車部品受注調整事件及びベアリング価格カルテル事件についての紹介は川島富士雄、中国独占禁止法における価格独占規制—日本製造業者による自動車部品及びベアリングカルテル事件を中心に、公正取引、No.771, pp.39-52 (2015)を参照されたい。
- 3) また、2009年に韓国の公正取引委員会はク社による特許技術に関するライセンス契約における不適切かつ差別的なロイヤルティの徴収は優越的地位の濫用に該当するとして、約2.08億ドルの課徴金を課した。チョン・ヘジョン、チョン・ジンヨン、公取クアルコムに2,600億ウォンの課徴金賦課、日韓経済協会『協会報』, pp.35-37 (2009)を参照。
- 4) クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令について、平成21年9月30日、公正取引委員会。ク社に対する排除措置命令についての評釈は、鈴木孝之、携帯無線通信の技術ライセンス契約における非係争条項等が拘束条件付取引とされた事例、ジュリスト、No.1931, pp.116-117 (2009)がある。
- 5) ク社により開発された第3世代携帯電話の無線通信接続方式の一つである。米国では、CDMA規格の一つであるCDMA-2000通信規格に準拠している。
- 6) 非係争条項とは、ライセンサーはその保有する知的財産権に基づき、ライセンサーおよび他のライセンサーに対し、権利を主張しないことを指す。非係争条項を締結することにより、ライセンサーはライセンサーの特許を勝手に先行特許に取り入れても特許権侵害訴訟が提起されることはないとの意味で、非係争条項は無償許諾条項と同じ効果を達成することがある。
- 7) 本件についての邦語紹介として、知的財産権研究所、『国際知財制度研究会』報告書, pp.167-174 (2015)がある。

- 8) NTTドコモやEricsson社などにより共同開発された第3世代携帯電話の無線通信接続方式の一つである。EUでは、CDMA規格の一つであるWCDMA通信規格に準拠している。
- 9) 第3世代通信規格と第4世代通信規格の間に位置する規格であり、3.9Gと呼ばれているが、2010年12月にITU (International Telecommunication Union) により第4世代通信規格として認可されている。周波数分割復信方式のFDD-LTE、時分割復信方式のTDD-LTEという二つの規格があり、現在世界範囲において使われている。
- 10) 中国の大手電気通信事業者は3社があり、それぞれ異なる通信規格に準拠している。中国電信(China Telecom)はCDMA2000方式、中国聯通(China Unicom)はWCDMA方式、中国移动(China Mobile)はTD-SCDMA方式を採用している。TD-SCDMAは第3世代携帯電話の標準化組織である3GPP(Third Generation Partnership Project)により承認されている中国独自の3G規格である。
- 11) 特許ポートフォリオ (patent portfolios) とは、製品の開発、生産のための必要な特許をまとめ、形成した特許群・特許網のことを指す。
- 12) 参考として、中国における華為対InterDigital事件では、深圳市中級人民法院は、無線通信技術標準の世代間が代替性を有しておらず、3G標準が独立した関連商品市場を構成し、そして、特許権は地域性を有するので、特許権行使国毎に関連地理的市場を画定すべきだと認定した。深圳市中級人民法院民事判決書(2011)深中法知民初字第857号
- 13) 中国独禁法19条において、1の事業者の関連市場における市場占有率が2分の1、2事業者の関連市場における市場占有率が3分の2、3事業者の関連市場における市場占有率が4分の3に達する場合には、市場支配的地位を有すると推定できると規定されている。反証があれば、当該推定を覆すことができる。
- 14) チップセット市場へ参入するには関連ネットワークアクセスライセンスを取得する必要がある。2012年10月、華為技術(Huawei Technologies, 中国電気通信設備製造業者)製のチップセットは米国電気通信市場へ参入しようとしていたところ、米連邦議会下院情報特別委員会(HPSCI)により「米国の安全保障上の脅威」があるとして米国電気通信市場から排除するよう勧告された。同様に、ク社製のチップセットは中国の電気通信市場へ参入するには中国工業情報部の承認を得なければならない。このことから、ネットワークアクセスライセンスなどの参入障壁を考慮しないままグローバル市場を画定するのは問題がないか疑われる。
- 15) 実際に、中国政府により2013年12月4日にTDD-LTE 4Gサービス、2015年2月27日にFDD-LTE 4Gサービスが正式的に認可されるようになってから、ク社のLTE向けのチップセットは中国市場への参入がわずか1年余りである。それにもかかわらず、NDRCは当社の2013年度のLTE向けのチップセットグローバル市場における市場シェアを根拠の一つとして、そして、当社の2014年度の関連市場における市場シェアを引用しない上で、市場支配的地位を判断した。参考として、StrategyAnalyticsの報告書によれば、2014年度ク社はLTE向けのチップセットグローバル市場における市場シェアが68%に達している(Stuart Robinson, Sravan Kundojjala "Baseband Market Share Tracker Q2 2014: LTE Basebands Propel Qualcomm Revenue Share to 68 Percent", 2014年9月8日)。
- 16) チップセット生産設備の購入価格が高いため、チップセット生産設備の購入後、チップセットの需要が予測より低いようであれば、事業者は非常に大きな負担を強いられる。したがって、投資費用の多寡も参入障壁の一つになると思われる。
- 17) 当該行為は日本において不公正な取引方法に該当する場合がある。「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年9月28日、最新改正:平成22年1月1日。以下、「日本知財ガイドライン」という。)において、「ライセンサーがライセンシーに対して、技術に係る権利が消滅した後においても、当該技術を利用することを制限する行為、又はライセンス料の支払義務を課す行為は、一般に技術の自由な利用を阻害するものであり、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する」(下線:筆者)と定められている。
- 18) 参考として、「日本知財ガイドライン」第4不公正な取引方法の観点からの考え方 5 その他の制限を課す行為 (8) および (9) はグラント

- バックを要求する行為について、考え方を示している。
- なお、「日本知財ガイドライン」において、グラントバック条項の対象となる技術の範囲は改良技術に限定されるのに対し、本件では、グラントバック条項の対象となる技術は改良技術に限定されていない。
- 19) 無線通信標準非必須特許とは、無線通信標準に準拠して実施するための必要不可欠な特許ではない特許、即ちその利用を避けることができる特許を指す。
- 20) ここの無償でグラントバックを要求する行為および特許権侵害訴訟を提起させないように要求する行為はク社に対する排除措置命令においても問題視されている。しかし、ク社に対する排除措置命令では、これらの行為は、不当な拘束条件付取引に該当すると認められたが、本件では、無償でグラントバックを要求する行為はロイヤルティの高騰を招くものとして、市場支配的地位の濫用行為の一種である不公平な高額でロイヤルティを徴収する行為に該当すると認められた。
- 21) グラントバックは必ず競争制限的なものであるとは限らない。有償でグラントバックを要求する場合、ライセンサーはその保有する特許の利用報酬を得られる一方、ライセンサーは改良技術を手に入れ、競争能力を向上することができる。そして、非独占的グラントバックを要求する行為について、「日本知財ガイドライン」は「ライセンサーがライセンサーに対し、ライセンサーによる改良技術をライセンサーに非独占的にライセンスをする義務を課す行為は、ライセンサーが自ら開発した改良技術を自由に利用できる場合は、ライセンサーの事業活動を拘束する程度は小さく、ライセンサーの研究開発意欲を損なうおそれがあるとは認められないので、原則として不公正な取引方法に該当しない。」と考え方を示している。本件の事実認定において、グラントバックが独占的か非独占的か明確にはなされていない。この点について、グラントバックを課す行為は、あくまでロイヤルティの高騰を招くものとして位置付けられており、そして、改良技術に関するものということではないので、本件では認定する必要がないものであると考ええる。
- 22) ライセンサーは高額でロイヤルティを徴収しても、排他的な効果がなければ、規制すべきものではないとの意見がある (David S. Evans, Vanessa Yanhua Zhang, Xinzhu Zhang, “Assessing Unfair Pricing under China’s Anti-Monopoly Law for Innovation-Intensive Industries”, University of Chicago Coase-Sandor Institute for Law & Economics Research Paper No.678 (2014))。これに対して、当該意見は中国独禁法の適用範囲を不当に縮小し、立法者意思に反し、そして、FRAND (Fair, Reasonable And Non-Discriminatory : 公平, 合理的かつ非差別的) 原則に違反すると指摘されている (蘇華, 不公平定價反壟斷規制的核心問題—以高通案為視角, 中国價格監管与反壟斷, 8期 (2014))。一方、日本では、ライセンサーによる高額でロイヤルティを徴収する行為を直接摘発するのは難しいが、優越的地位の濫用として取り扱う可能性があると考ええる。
- 23) 中国独禁法17条は事業者がその市場支配的地位を濫用してはならないと規定している。17条1項1号は「不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入する行為」と定めている。市場支配的地位の濫用は搾取型濫用と排他型濫用に区分され、17条1項1号が搾取型濫用に該当する。
- 24) 参考として、「日本知財ガイドライン」は一括ライセンスについての考え方を示している。ライセンサーが求める技術の効用を保証するために必要であるなど、一定の合理性が認められる場合がある。
- 25) 参考として、「日本知財ガイドライン」は「一括ライセンス義務が課されているかどうかは、ライセンサーが指定する技術以外の技術をライセンサーが選択することが、実質的に困難であるかの観点から判断することになる」と定めている。
- 26) 中国独禁法17条1項5号は「正当な理由がなく、商品を抱き合わせて販売し、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を付加する行為」と定めている。
- 27) 非係争条項の締結は山寨機 (ブランド品を模倣する携帯電話のこと) が横行する原因の一つになるかもしれない。なぜならば、ク社製のチップセットを利用するならば、大手無線通信携帯

電話端末製造者の関連特許を無償で自社の製品に取り入れ、または特許権の技術と近似な技術を用いても特許権侵害訴訟を回避することができるからである。競争相手が持つ特許技術が無償で取り込み、自社の製品を安く販売した結果、自社の山寨機の販売数はどんどん増えていくが、その反対に競争相手の製品の販売数がどんどん減少するため、技術開発、改良意欲を大きく損ない、公平な競争を損害するおそれがある。

- 28) 中国独禁法47条は、「事業者がこの法律の規定に違反して市場の支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機関は違法な行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、事業者の前年度の売上高の1%以上10%以下の課徴金を課す」と定めている。

しかし、本件での決定文には違法所得の没収に関する言及がない。原因としては、違法所得の計算が難しいこと、ク社の中国市場におけるさらなる投資を勘酌し、違法所得の没収の適用には謙抑的であることが考えられる。

- 29) 中国では、ク社によるロイヤルティは一般的に「クアルコム税」と呼ばれている。ク社の無線通信標準必須特許がチップセットに集まり、そして、チップセットのコストが無線通信携帯電話端末のコストの5%~20%しか占めないにもかかわらず、端末本体の販売価格に基づき、ロイヤルティを徴収するのは合理的ではないと指摘されている。蘇華、高通為何遭到反壟斷調查, 2014年7月22日付経済参考報
2015年2月9日にNDRCにより公表されたプレスリリースには、ク社による業務改善計画が載せられている。当該プレスリリースによれば、ク社は携帯電話端末本体の卸売価格の65%をロイヤルティ算定の基準とすることを提案した。そして、ク社が同日に公表したプレスリリースにおいて、ロイヤルティの算定基準はさらに明らかにされている(“Qualcomm and China’s National Development and Reform Commission Reach Resolution—NDRC Accepts Qualcomm’s Rectification Plan—Qualcomm Raises Mid-points of Fiscal 2015 Revenue and Non-GAAP EPS Guidance”)。すなわち、ク社のロイヤルティ料率の算定基準は、3Gの携帯電話端末については5%、4Gの携帯電話端末については3.5%とされている。

- 30) NDRCの排除措置命令は、中国の無線通信携帯電話端末製造者が中国国外市場へ進出し、グローバル競争を展開する場合に、ク社による無線通信携帯電話端末の販売価格を基準にロイヤルティを徴収する行為に及ばない。

- 31) たとえば、米国マイクロソフト・モトローラ事件では、裁判所はFRAND義務に基づくモトローラ社が保有する標準必須特許の合理的なロイヤルティ料率を算出したが、最小販売可能特許実施ユニットルール(製品全体の価値ではなく、特許部品の価値に基づき、ロイヤルティを徴収するルール)を採用せず、最終製品の価格をロイヤルティ基礎額とした(Microsoft Corp. v. Motorola, Inc., No. C10-1823, 2013 WL 2111217 (W.D. Wash. Apr. 25, 2013))。

- 32) これは特許部品のみの価値ではなく、非特許部品も含まれる製品全体の価値に基づき、ロイヤルティを要求するものである。

- 33) Cornell University v. Hewlett Packard Co., 609 F. Supp. 2d 279 (N.D.N.Y. 2009)

- 34) ICT製品に実装される標準を構成する標準必須特許は非常に多数にのぼり、かつ相互に補完的な性質を持っている。加えて、これらの標準必須特許の特許権者は多数の権利者に分散しているのが一般的な状況である。Heller & EisenbergやShapiroは、このような状況下では、多数の標準必須特許を用いる際のライセンス料の総額は極めて高いものとなり、標準技術の普及を妨げる可能性が生じることを示した。この問題は、「アンチコモンズ(Anticommons)の悲劇」や「ロイヤルティの積み上げ問題(Royalty Stacking)」と呼ばれるものである。(Heller, M.A. & R. Eisenberg, “Can Patent Deter Innovation? The Anticommons in Biomedical Research,” Science, Vol.280, pp.698 ~ 701 (1998); Shapiro, C., “Injunctions, Hold-Up, and Patent Royalties,” American Law and Economics Review, Vol.12, pp.280~318 (2010))

- 35) 本件のロイヤルティ基礎額の算定は、全体市場価値ルール及び最小販売可能特許実施ユニットルールを、いずれも採用しなかった。最小販売可能特許実施ユニットルールを採用すべきとの指摘がある。そして、全体市場価値ルールを採用しても、FRAND原則に基づき、寄与度(特許技術が製品に貢献した程度)、及びライセンスの利潤獲得

程度を考慮しなければならないと指摘されている。王曉暉，高通專利許可費違背公平合理承諾，2014年7月31日付経済参考報。全体市場価値ルール及び最小販売可能特許実施ユニットルールの解説について，山内真之，Ming-Tao Yang，米国における合理的ロイヤルティ及びF/RANDに関する分析の厳格化並びに日本との比較，AIPPI，Vol. 50, No.9, pp.678-691 (2014) を参照。

- 36) このロイヤルティ算定方法に基づき，実際にロイヤルティが35%引き下げられている。
- 37) 2007年，欧州委員会はEricsson他5社の申し立てに基づき，ク社の標準必須特許の許諾条項はEU機能条約102条に違反するか，審査し始めたが³⁵ (European Commission, Antitrust : Commission initiates formal proceedings against Qualcomm, MEMO-07-389)，2009年11月，Ericsson他5社が申し立てを取下げたため，欧州委員会はク社に対する4年にわたって行っていた調査を打ち切った (European Commission, Antitrust : Commission closes formal proceedings against Qualcomm, MEMO-09-516)。
- 2009年に韓国の公正取引委員会がク社に行った課徴金命令は2015年4月現在韓国最高裁係属中

である。

2009年に日本の公取委による排除措置命令について，ク社が不服として審判請求を申し立てたが，まだ決着されていない (クアルコム・インコーポレイテッドに対する審判開始について (CDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引)，平成22年1月7日，公正取引委員会)。

- 38) 知財濫用規定は工商行政管理总局のHPから入手できる。
<http://www.saic.gov.cn/zw/gk/zyfb/zjl/fld/201504/t20150413_155103.html> 2015年4月13日確認。
- 39) 中国「価格独占禁止規定 (反价格垄断規定)」11条は不公平な高価格を認定するための要素を定めている。すなわち，同種商品の販売価格より著しく高いか，正常な幅を超えて販売価格を引き上げているか，商品の販売価格の引き上げ幅がコストの増加幅を明らかに超えているか等がある。

(原稿受領日 2015年4月23日)